

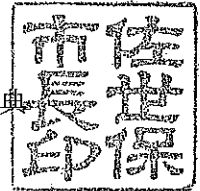
制限付き一般競争入札（事前審査型）

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年7月2日

佐世保市長

宮島 大典



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：佐世保公園駐車場管理業務委託
- (2) 履行場所：佐世保公園（佐世保市平瀬町13番地11）
- (3) 履行期間：契約締結日から令和12年9月30日まで
ただし、令和7年9月30日までは機器設置工事等に係る準備期間とし、管理業務は令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。
（「佐世保市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約）
- (4) 業務概要：業務概要は次のとおりとする。
 - (ア) 駐車場の管理に必要な機器等の設置
 - (イ) サポートセンターの設置及び業務（センターサービス、一次対応業務）
 - (ウ) 管理業務（料金徴収業務、報告業務、機器管理業務）
 - (エ) 保守メンテナンス（定期点検、緊急対応）

2 入札参加条件及び資格に関する事項

- (1) 次に掲げる資格要件すべてを満たしていること。
 - ① 令和7年度佐世保市入札参加資格者名簿に登録がある法人であること。
 - ② 上記①に登録されていないものであっても、これと同等の資格要件を満たしていると佐世保市が認める者。
 - ③ 警備業法第2条第3項に掲げる業務を行うもので、警備業法第4条に規定する認定を都道府県公安委員会から受けている者。
 - ④ 令和2年4月1日以降において、国、地方公共団体及び独立行政法人と有料駐車場に係る管理業務の契約実績があり、これを2年以上確実に履行した実績があること。
 - ⑤ 市税（東京都にあっては法人住民税）及び消費税及び地方消費税の滞納がない者。
 - ⑥ 入札期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。
 - ⑦ 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、佐世保市入札参加資格申請書を再度提出し、受理された者を除く。）
- (2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人または未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者。
 - ② 本公告日から落札決定日までの間に、佐世保市が規定する指名停止等措置各要綱に基づく指名停止の措置または佐世保市が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者。
 - ③ 同入札に役員重複等の系列関係がある者

3 契約条項等の閲覧

佐世保市財務規則、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱等、入札に関する事項は、佐世保市役所都市整備部都市政策課又は佐世保市役所ホームページで閲覧することができる。なお、都市政策課において閲覧を希望する場合は、閲覧前日までに事前連絡を行うこと。

4 最低制限価格

本件は最低制限価格を設定しない。

5 ランダム化の有無

最低制限価格のランダム化：無

6 入札保証金

佐世保市財務規則第 169 条第 3 号の規定により免除する。

7 契約保証金

契約の締結にあたっては、契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上を、市を受取人とする履行保証保険の加入又は現金を市へ納付とする。（現金納付の場合は業務終了後返還する。）ただし、次の要件全てを満たす場合は、契約保証金を免除する。

過去 5 年の間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む）と種類及び規模（規模については、長期継続契約における履行済期間を含む。）をほぼ同じくする契約の実績が 2 件以上あり、誠実に履行していること。（要書類確認）

8 入札参加申請

(1) 入札参加申請

当該業務の入札に参加しようとする者は、次に規定する資料を令和 7 年 7 月 15 日（火曜日）12 時までに巻末に記載の問い合わせ先に郵送又は持参により申し込まなければならない。

（郵送の場合は、令和 7 年 7 月 15 日（火曜日）必着。持参の場合は開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとし、12 時から 13 時までは除く。）

① 審査申請書（事前審査型）（指定様式①）

② 認定証等の写し

・上記 2 の(1)の③に掲げる要件を満たす認定証、合格証明書及び雇用関係がわかる保険証等（全て写し）を提出すること。

③ 業務履行実績確認書類

・上記 2 の(1)の④の業務実績が確認できる資料として、契約書及び仕様書等の写しを提出すること。

④ 登記事項証明書（発行から 3 か月以内のもので写し可）

⑤ 法人（本店）が所在する自治体が発行する市税（東京都にあっては法人住民税）に関する「滞納のない証明書」（発行から 3 か月以内のもので写し可）

⑥ 税務署が発行する「消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 様式）」（発行から 3 か月以内のもので写し可）

⑦ 法人の代表者から支店、営業所等の代表者に委任がある場合は委任状（指定様式②）

※指定様式については佐世保市ホームページからダウンロードすること。（ダウンロード先は下記 9 のとおり）

(2) 入札参加資格の決定

当該業務の入札参加の申込みをした者について、入札参加資格の審査を行い、その結果を令和 7 年 7 月 16 日（水曜日）17 時 15 分までに「入札参加資格審査結果通知書」により F A X 又は電子メールにて通知する。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査後において、入札参加資格を有することについての通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る入札参加の資格を喪失する。

- ① この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。
- ② 審査申請書（事前審査型）等について虚偽の記載をしたとき。

9 設計図書（仕様書）の公開

設計図書（仕様書）については、佐世保市ホームページの「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」から仕様書等をダウンロードすること。

入札参加希望者にのみ仕様書解除用のパスワードを交付するので、入札参加を希望する者は、巻末に記載の問い合わせ先に送付先等を連絡しパスワードの交付を受けること。

10 入札

電子メール入札とし、次の要領にて行う。

- (1) 電子メール入札に参加する場合、電子申請により本市にメールアドレスを登録している場合を除き、事前に参加認証を受けること。下記アドレスに別紙「電子メール入札認証申請書（様式4）」にて申請を行い、佐世保市の認証を受け、「電子メール入札参加認証通知書（様式5）」の交付を受けること。
既に電子申請により本市にメールアドレスを登録している場合は、参加認証済となりますので「電子メール入札認証申請書」の提出は不要（電子メール入札参加認証通知書は交付する。）。
※「電子メール入札認証申請書」の原本は落札後に提出すること。紛失した場合や申請に使用したものと異なるものであると判明した場合、落札を取り消しますのでご注意ください。
- (2) 電子メール入札認証申請書の送信先
メールアドレス：tosise.nyuusatu@city.sasebo.lg.jp
- (3) 電子メール入札認証申請書の受付期間
令和7年7月15日（火曜日）12時00分まで
※時間厳守（受付期間を超過した場合は受け付けません。）
- (4) 電子メール入札参加認証通知書の交付
認証・否認証の通知は、申請されたアドレスに送信し交付する。なお、入札参加資格を有しない場合は否認証とする。
- (5) 入札は、代表者（契約締結権限者）名で行わなければならない、代理人名による入札は認めない。
- (6) 電子メール入札の場合は、必ず添付している入札書を使用し、入札書に押印したものをPDFに変換しメールに添付すること。また、PDFに変換する前のエクセルデータの入札書も添付すること。
- (7) 入札は「電子メール入札参加認証通知書」及びこれに添付された手順書等の手順に従い行うこと。
- (8) 市が受信する電子メールは、セキュリティの関係で、サーバーから上記アドレスまでの到着に時間がかかるため、送信は時間に余裕をもって行うこと。
- (9) 入札回数は、2回とする。
入札は第1回目で落札者が決定しない場合は、再度の入札の日時等を別途通知する。この場合、次回の入札に参加する意思がないときは、入札書に辞退の旨を記入し提出すること。
- (10) 入札は、1件につき1通とする。
- (11) 入札者は入札書の記載事項について訂正したときは、入札に使用した印鑑を訂正個所に押印すること。ただし、首標金額は訂正することはできない。
- (12) 入札書の原本は落札後に提出すること

11 入札書の受付期間

令和7年7月17日（木曜日） 8時30分から

令和7年7月24日（木曜日） 17時15分まで

※ 時間厳守（受付期間を超過した場合は受け付けません。）通信状況に不具合等があった場合は、入札を延期することがあります。この場合は、巻末に記載の担当課から通知を行います。

12 入札書に記載する金額

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に基づき算出した管理業務期間の月額（ひと月分の額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税を除いた月額））を記入すること。

13 電子ファイル解除用パスワード通知書の受付期間

令和7年7月17日（木曜日） 8時30分から

令和7年7月24日（木曜日） 17時15分まで

14 質問について

業務内容についての質問は、ダウンロードした設計図書（仕様書）に添付してある本市指定の「質問書」に必要事項を記載し、巻末に記載の問い合わせ先に連絡のうえ、FAX にて送付すること。

質問はFAXのみとし、電話、口頭での受付は行わない。

質問の期限は、令和7年7月14日（月曜日） 17時15分までとする。

15 開札の日時及び場所

令和7年7月25日（金曜日） 14時00分

佐世保市八幡町1-10 佐世保市役所都市整備部都市政策課（8階会議室1（小会議室））

16 開札の立会い

開札時の立会いは市職員にて行う。

17 入札の無効

次の各号に該当する場合は無効とする。なお無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に名称を記入していないもの、入札書に入札者の記名押印（会社の印及び代表者の印）がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (4) 入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (5) 送信された入札書が所定の日時までに所定のメールアドレスに到達しないもの。
（所定の期間前に到達した場合を含む。）
- (6) 最低制限価格に達しないもの
- (7) 「電子メール入札参加認証通知書」の交付を経ずに入札を行った場合
- (8) 「電子メール入札認証申請書」により申請したメールアドレス以外からの入札が行われた場合
- (9) 「電子メール入札参加認証通知書」により市が指定したメールアドレス以外に入札を行った場合
- (10) 送信されたZipファイルにパスワードが設定されていない場合
- (11) 同一入札に際し、電子メールが再度送信されるなどにより、電子メールで送信された入札書（以下「電子メール入札書」という。）が2通以上送信された場合
- (12) 送信されたZipファイルが「電子ファイル解除用パスワード通知書」に記載されたパスワードで開けない場合
- (13) 送信された電子メールにZipファイルが添付されていない場合
- (14) 送信された電子ファイル又は電子メール入札書が、コンピュータウイルスに感染していた場合
- (15) 紛失などの理由により、電子メール入札書と電子メール入札書の原本が同一のものと確認できない場合、又は送信された申請書と申請書の原本が相違なく同一のものと確認できない場合
- (16) その他発注課が仕様書等にした方法以外で入札した場合

また、Zipファイルの中に「10 入札」の(6)に規定するPDFデータとエクセルデータが保存されていない場合は、その入札書は無効となる場合がある。無効となった場合は、再度の入札に加わることはできない。

18 落札者の決定

落札者は、本市の予定価格以下の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、「佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱」第19条に基づき、入札書の「くじ番号」欄に記載された数値を基に次の方法にて落札者を決定する。入札に参加する者は、同価となった場合に備え、あらかじめ入札書の「くじ番号欄」に0～999までの任意の数値を記入しておくこと。

ア 同価となった入札書の受付日時順に「0」から順に番号を付番する。

イ 同価の入札書に記載してある「くじ番号」の数値を合計する。

ウ 上記数値を同価となった入札書の数で割り、余りの数値を算出する。

エ 「付番数値」が「余りの数値」と合致する業者に決定する。

※くじ引きに移行した場合で、同価となる入札書に数値を記入していなかった場合は、当該くじ番号は「000」を記入しているものとみなす。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

19 落札者の周知方法

落札者決定後、落札者に口頭で通知し、入札結果を市役所都市政策課で縦覧することで周知する。

20 契約の締結

契約の締結は、日本国の法令等、佐世保市財務規則及び佐世保市が独自に定める要綱等の関係法令規則及び要綱等の基準により、落札通知後に行う。

21 その他の事項

(1) この入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。

(2) 落札者が契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、本契約を締結しない。

(3) 契約書は、原則、佐世保市指定様式とする。佐世保市指定様式以外の様式を使用する場合であっても、受注者が支払う遅延利息、違約金等の率は佐世保市が定めた率以上とし、佐世保市が支払う遅延利息、違約金等の率は佐世保市が定めた率以下とする。

22 問い合わせ先

佐世保市役所都市整備部都市政策課 担当 大平

住所 佐世保市八幡町1番10号

電話 0956-24-1111（内線 2804）

FAX 0956-25-9078

都市政策課メールアドレス: tosise.nyuusatu@city.sasebo.lg.jp